

産業廃棄物処分業に係る変更届の添付書類について

産業廃棄物処理業変更届については、様式第十一号又は第十七号による届出書に以下の書類を添付してください。

1 法人の名称及び事務所の所在地の変更の場合

- 法人の定款又は寄付行為（財団法人の場合、以下同じ。）及び登記事項証明書（変更内容の記載がある履歴事項証明書等）

2 個人の氏名及び住所の変更の場合

- 住民票の写し（本籍記載のものに限る。外国人にあっては外国人登録原票記載事項証明書）
 - ※ ただし、氏名変更の場合は、住民票の写しに氏名の変更の記載が無い場合については、戸籍抄本も添付すること。
- 成年被後見人、被保佐人とする「登記をされていないことの証明書」（氏名、生年月日、住所、本籍の全てが記載されているものに限る。）

3 役員（取締役又はこれに準ずる者、相談役、顧問）、使用人及び発行済み株式総数（又は出資額）百分の五以上を保有（又は出資）する個人の変更の場合

- 新たな役員、使用人、株主、出資者（以下「役員等」という。）の住民票の写し（本籍記載のものに限る。外国人にあっては外国人登録票記載事項証明書）
- 新たな役員等の成年被後見人、被保佐人とする。「登記をされていないことの証明書」（氏名、生年月日、住所、本籍の全てが記載されているものに限る。）
- 法人の登記事項証明書（変更内容の記載がある履歴事項証明書等）
【株主、出資者（個人）の変更の除く】
- 法人の定款（変更内容がわかる議事録等を含む）
【出資者（個人）の変更の場合】

4 発行済み株式総数（又は出資額）百分の五以上を保有（出資）する法人の変更の場合

- 新たに株主（又は出資者）となる法人の登記事項証明書

5 運搬車（又は船）の変更の場合

- 運搬車のカラー写真等（正面（ナンバーが確認できること）。側面（全体が写っているもので法に定められた表示が確認できるもの。)) 及びその車検証の写し。
なお、許可番号等の法に定められた表示の確認が困難である場合は、その拡大写真。

- 運搬船のカラー写真等（側面（全体が写っているもの。法に定められた表示板が確認できるもの。））及びその車検証の写し（船名、所有者等が確認できるもの。）。
なお、許可番号等の法に定められた表示の確認が困難である場合は、その拡大写真。
- 運搬車（又は船）の所有権を有しない場合（名義が異なる場合）は使用権限を証する書類
- 収集運搬車輛等に係る一覧表

6 積替（保管）場所の変更の場合

- 積替（保管）施設の土地及び建物の登記事項証明書
- 積替保管場所の公図
- 積替保管施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図
- 積替保管施設の所有権を有しない場合（名義が異なる場合）は使用権限を証する書類
- 積替保管施設（場所）の面積、容量、保管上限容量、積上げることができる高さの計算書及び保管の場所における1日当たりの平均的な排出量に7を乗じて得られる数量の計算書

※ なお、届出書に変更前後の内容が記載できない場合には、その変更内容が分かるような新旧対照表を添付してください。（役員変更等の場合は、全ての新旧役員を記載してください。）

また、届出書の内容の記載については、住民票の写し等の記載どおりに記載してください。